

平成22年第3回定例会意見書・決議全文

真に必要とされる公共投資の推進による景気対策を求める意見書

我が国の経済は、リーマンショック後の最悪期は脱したものの、依然として低成長にとどまっており、雇用情勢も新卒未就職者が数多く出るほど厳しい状況が続いている。特に、地方経済は深刻で、中小・零細企業は、デフレや公共投資の大幅削減の影響で長引く不況にあえいでいる。

政府は、当面の景気回復のための経済対策を実施するべきであり、特に、地方経済の振興は国の景気対策として欠かせない。そのためには、政府が地方振興策及び地方の雇用拡充を重要な施策として取り組み、公共施設の耐震化や、近年多発しているいわゆる「ゲリラ豪雨」などへの災害対策といった潜在的需要が高い公共投資を積極的に行うことで、景気対策を進めるべきである。

よって、本市議会は国に対し、真に必要とされる公共投資の推進による地方の雇用拡充と内需振興を図る景気対策を行うため、下記の事項を実施するよう強く求めるものである。

記

- 1 学校など公共施設の耐震化に積極的に取り組み、雇用の拡充と地方経済の活性化を図ること。
- 2 太陽光発電の普及・促進や、介護施設の拡充などの公共投資を着実に推進し、内需の振興を図ること。
- 3 老朽化した橋梁、トンネル、上下水道管などの施設の計画的な更新・大規模修繕を積極的に推進し、地域生活の安全と地方振興に取り組むこと。
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年9月6日

千葉県議会

(提出先)

内閣総理大臣		内閣府特命担当大臣	
文部科学大臣		(国家戦略)	
厚生労働大臣	あて	財務大臣	あて
経済産業大臣		衆議院議長	
環境大臣		参議院議長	
国土交通大臣			

脳脊髄液減少症の医療推進に関する意見書

脳脊髄液減少症は、交通事故やスポーツによる外傷などによって脳脊髄液が漏れることで引き起こされ、子供からお年寄りまで、だれでもなり得る病気である。頭痛や全身倦怠感、目まいなどさまざまな症状(不定愁訴)があらわれることで日常生活に支障を来すが、一般的な認知度が低いため、病気であるのに怠慢等の批判を受け、苦しんでいる患者も多いため。

しかし、脳脊髄液減少症については、検査までは保険が適用されるようになったが、いまだ確立された診断・治療法がないのが現状である。近年、有効な治療法として、患者自身の血液を患部に注入して脳脊髄液の漏れをとめるプラッドパッチ療法が実施されているが、保険の適用対象外であることから、高額な治療費により患者及び家族にとって経済的・精神的に大きな負担となっており、治療法の確立を含めた早急な対応が必要である。

よって、本市議会は国に対し、脳脊髄液減少症の認知を進め、診断及び治療の確立を早期に実現するよう下記の事項について強く要望するものである。

記

- 1 脳脊髄液減少症の治療法の研究を促進し、治療費を保険の適用とすること。
- 2 脳脊髄液減少症について、教育現場における周知徹底を図り、長期欠席児童・生徒の学習支援体制を確立すること。
- 3 治療には、保険の適用がなされぬため、経済面での負担が多く大変厳しい現状を踏まえ、安心して治療が受けられるように災害共済給付制度の対象に加えること。
- 4 交通事故による脳脊髄液減少症患者(むち打ち症患者等)の実態調査を早急(実施し、相談及び支援体制を確立すること。
- 5 交通事故による脳脊髄液減少症のプラッドパッチ療法を自動車損害賠償責任保険の適用対象とすること。
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年9月6日

千葉県議会

(提出先)

内閣総理大臣		国土交通大臣	
厚生労働大臣	あて	衆議院議長	あて
文部科学大臣		参議院議長	
財務大臣			

地上デジタルテレビ放送の完全実施に向けて円滑な移行策を求める意見書

来年7月24日をもってアナログテレビ放送が終了し、地上デジタルテレビ放送(地デジ)に完全移行することが予定されている。

こうした中、総務省の調査では、今年3月時点で地デジに対応したテレビの世帯普及率が83.8%と発表された。しかしながら、ビルの陰などで電波が届きにくい施設への対策は達成率が約48%となっている。また、共同アンテナ改修が必要なマンションなど210万施設への対応も約77%にとどまっている。

アナログテレビ放送終了まで1年を切り、完全移行までのプロセスが最終段階に入った今、国民生活に直接影響を与える問題だけに、円滑に移行を進めるためには、現在指摘されている諸課題に対して政府を挙げて対応策を実施することが必要である。

一方、来年7月の地デジ完全移行に伴い大量のアナログテレビが廃棄物となることが予想され、不法投棄が懸念されることから、不要となったテレビの処分に関する対策も検討されるべきである。

こうした地デジへの移行、廃棄物の処分については、地方自治体への影響も大きく、政府は取り組みを一層推進するべきである。

よって、本市議会は国に対し、地上デジタルテレビ放送の完全実施に向けて移行が円滑に進むよう、下記の事項について強く要望するものである。

記

- 1 地デジ移行の啓発活動をより一層推進し、現在全国52カ所にある総務省テレビ受信者支援センター(デジサポ)の相談窓口をさらにふやすこと。
- 2 地デジに対応していない集合住宅に対するアンテナ設置や施設内配線の支援策の着実な履行と、ビルの陰などにより電波が届きにくい世帯についても確実な移行策を推進すること。
- 3 大量のアナログテレビが一斉に廃品になり、不法投棄が懸念されるため、その防止及び円滑なリサイクル回収が着実に進むよう対策を十分に講ずること。
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年9月6日

千葉県議会

(提出先)

内閣総理大臣		衆議院議長	
総務大臣	あて	参議院議長	あて
環境大臣			

子宮頸がんの予防措置実施の推進を求める意見書

ヒトパピローマウイルス(HPV)感染が主な原因である子宮頸がんは、「予防できる唯一のがん」と言われている。年間約15,000人が新たに罹患し、約3,500人が亡くなると推計されているが、近年、発症年齢が若年化傾向にあり、死亡率も高くなってきている。結婚前、妊娠前の罹患は女性の人生設計を大きく変えてしまいかねず、子宮頸がんの予防対策が強く望まれている。

子宮頸がんの予防対策としては、予防ワクチンを接種することや予防検診(細胞診・HPV検査)によってHPV感染の有無を定期的に検査し、前がん病変を早期に発見することが挙げられる。

昨年、子宮頸がん予防ワクチンが承認・発売開始となり、ワクチン接種が可能になった。費用が高額なため、一部の地方自治体ではワクチン接種への公費助成を行っているが、居住地により接種機会に格差が生ずることがないよう積極的な国の取り組みが望まれる。予防検診の実施についても同様に、地方自治体任せにするのではなく、受診機会を均てん化するべきである。

よって、本市議会は国に対し、子宮頸がんがワクチン接種と予防検診により発症を防ぐことが可能であることを十分に認識し、その予防措置の実施を推進するため、下記の事項について実施するよう強く要望するものである。

記

- 1 子宮頸がん予防ワクチン接種の実施を推進すること。その際、予防効果の高い特定年齢層への一斉接種を国による全額補助で行うなど、居住地を問わない接種機会を均てん化を図ること。
- 2 子宮頸がん予防検診(細胞診・HPV検査)の実施を推進すること。その際、従来から行われている子宮頸がん検診を予防検診にまで拡大するとともに、特に必要な年齢を対象とした検診については国による全額補助で行うなど、居住地を問わない受診機会を均てん化を図ること。
- 3 子宮頸がん及びその予防に関する正しい知識の普及、相談体制等の整備をすること。
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年9月6日

千葉県議会

(提出先)

内閣総理大臣		衆議院議長	
厚生労働大臣	あて	参議院議長	あて
財務大臣			

国営かんがい排水事業「北総中央地区」の平成25年度事業完成等を求める意見書

北総中央地区は、千葉県北部に広がる北総台地において本市(ほか6市)にまたがる3,267ヘクタールの地域であり、首都圏における農産物の供給基地として県下でも有数の畑作を主体とした農業地帯である。これまでは、農業用水として主に地下水や台地からの湧出水を利用しており、天水のみに依存している地域もあるなど、不安定な農業経営を余儀なくされていた。

北総台地で87年40年代ごろまでに実施されたかんがい排水事業は地下水を水源にしていたが、現在では、本地域のほかほぼ全域で千葉県及び本市の「環境保全条例」により地下水の採取が規制されており、地下水にかかわる水源の確保が喫緊の課題となっている。

こうしたことから国営かんがい排水事業「北総中央地区」は、利根川河口堰及び霞ヶ浦開水から原水を求めた北総東部用水から中央地区に導水し、灌漑施設を新設し、関連事業とあわせて末端用水路を整備することにより安定的な用水補給と地下水からの水源転換を行い、農業用水の安定供給と農業経営の安定化を図るものとして、総事業費約504億円で行うこととして昭和63年度に着工された。平成25年度事業完成を期して計画的に進められてきており、平成21年度までに76.7%の事業進捗が図られ、残事業費約117億円を残すのみとなっている。

本地区では、平成18年度に計画を大幅に見直し、事業の推進に努めてきたが、本地区の平成22年度予算はわずか約4億8千万円となり、昨年度に比べると、約20億2千万円削減された。

このため、既存地下水ポンプが機能不全に陥った地区への平成22年度予定工事の(ほとんどを来年度以降の施行に見送らざるを得ない状況となるなど)工期内の完成が危ぶまれる事態となり、この度の予算配分に対しては、受益者を初めとして本事業の関係者に強い懸念と不安が増大している。

このような状況の中、本市の区域は既に国営事業は終了し調整水槽が2カ所整備されているが、今後実施する末端用水路の整備にも大きな影響が出てくること懸念される。

また、平成22年3月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画では平成32年度の食料自給率を力水確保を目標として50%を超える目標を掲げているが、農畜産物生産の基となる農業用水の確保なくして達成は困難である。

よって、本市議会は国に対し、農業用水の安定供給と農業経営の安定化を図るため、下記の事項について強く要望するものである。

記

- 1 平成25年度事業完成に向けた国営かんがい排水事業「北総中央地区」の適切な予算配分を確保すること。
- 2 食料自給率50%の目標を掲げる食料・農業・農村基本計画を支え、農畜産物生産の基となるかんがい排水事業を初めとする農業農村整備事業費枠を大幅に拡大すること。
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年9月6日

千葉県議会

(提出先)

内閣総理大臣		内閣府特命担当大臣	
農林水産大臣	あて	(国家戦略)	あて
財務大臣		衆議院議長	
		参議院議長	

東京大学「緑地植物実験所」の本市での存続を求める決議

現在、国立大学法人東京大学は本市花見川区にある「緑地植物実験所」を西東京市の多摩農場へ移転しようとしている。

同実験所は、昭和26年に隣接地の東京大学総合運動場で大賀一郎博士が発掘し、千葉県の天然記念物、また、本市の花にも指定されている約2,000年前の「大賀ハス」を系統保存している、カリカエのないすくね研究施設である。

また、昭和29年に園芸実験所として開設されて以来、緑地植物学等に多くの成果を上げ、実験所内には「大賀ハス」を初め200種を超える国内外のハスが栽培されており、毎年夏には、地元恒例行事として40年以上も続いている「花園ハス祭り(観蓮会)」が開催され、5,000人以上のハスの愛好者が訪れている。

平成20年第1回本市議会定例会では、地元の町内自治会連絡協議会から「緑地植物実験所の存続」を求める請願が提出され、全会一致で採択されたところであり、その後、平成20年12月と平成22年2月の2回にわたり、同連絡協議会から東京大学に対し、「緑地植物実験所の存続」を求める約47,000人の署名簿が提出されるなど、本市全体で同実験所の存続が切望されている。

同実験所の4.7ヘクタールにも及び広大な敷地は、市街地に残された貴重な緑地であり、地域のオアシスとして親しまれており、緑の保全という面からも、同実験所の移転は本市にとって大きな損失である。

よって、本市議会は、本市の文化、歴史、環境面に大きく貢献している東京大学「緑地植物実験所」の本市での存続を強く求めるものである。
以上、決議する。

平成22年9月6日

千葉県議会

(提出先)

国立大学法人東京大学総長	あて	文部科学大臣	あて
--------------	----	--------	----